報道資料

総務省

くらしの中に

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

総務省行政相談センター きくみみ沖縄

令和 5 年7月6日
沖縄行政評価事務所

入院手続時の連帯保証人の設定における代替措置等の検討について

― 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、沖縄県内の公立病院に参考連絡 ―

総務省沖縄行政評価事務所（所長:仲里均）は、以下の行政相談を受け、民間の有識者で構成する行政苦情救済推進会議(*)（座長:宮國英男弁護士）に諮り、同会議の意見等を踏まえ、令和 5 年7月6日、沖縄県内の公立病院に対して参考連絡を行いました。

行政相談の要旨

娘（中学 3 年生）が県立病院に入院することになり、病院から、私とは別世帯で住所が異なる 2 人の連帯保証人を求められたため、連帯保証人を確保した。しかし、私も妻も公立学校教員として定職に就き支払能力はあるため、連帯保証人は必要なかったのではないか。資力はあるが連帯保証人を確保することができない者等については、クレジットカード番号を控えるなど、連帯保証人に代わる措置等を導入し、連帯保証人の設定を省略できるよう柔軟に対応してほしい。

当事務所の調査結果（概要）

○ 沖縄県内の**公立 10 病院**（国立大学法人 1 病院、独立行政法人国立病院機構 2 病院、沖縄県立病院 6 病院、地方独立行政法人 1 病院）及び**民間医療法人 4 病院**について調査したところ、

- 公立 10 病院の全てにおいて連帯保証人を求めている一方、民間 4 病院のうち 2 病院では連帯保証人代行制度(注1)を導入し、連帯保証人を不要としている。
- 連帯保証人を求める 12 病院の中には、患者と別世帯・別住所であることを連帯保証人に求める要件としていないものがみられた（5 病院）。

○ また、**県外の公立病院**における連帯保証人に代わる措置の状況を調査したところ、クレジットカードによる保証や入院医療保証サービスによる保証、限度額適用認定証(注2)を提示する方法など、連帯保証人に代わる保証方法を導入している病院が確認された。

（注 1）入院患者からの支払が滞った場合、患者に代わり、連帯保証人代行業者が入院費用を立て替えて病院に支払い、立て替えた入院費用は連帯保証人代行業者から入院患者へ請求する制度である。入院患者は、同制度を利用する場合、病院の案内の下、連帯保証人代行業者と保証委託契約を締結する。

（注 2）「高額療養費制度」を利用する際に、自己負担限度額を超える額の一時的な支払いを不要とするための書類である。健康保険加入者は、医療機関等の窓口での支払いが高額となった場合に、自己負担限度額を超える額が払い戻される「高額療養費制度」の利用が可能であるが、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関等の窓口に提示することにより、1 か月（1 日から月末まで）の窓口での支払いを自己負担限度額までとすることができる。

行政苦情救済推進会議の意見

○　公立病院側が、クレジットカードの活用など、連帯保証人に代わる入院費担保方法を用意することにより、入院費用支払義務者（患者本人や患者が未成年である場合は保護者。以下同じ。）が自身の状況に応じた費用担保を選択できるような環境を整える余地があるのではないか。

○　多くの公立病院では、入院費用支払義務者と別世帯・別住所であることを連帯保証人の要件としているが、同義務者と同一世帯・同居であっても、支払能力のある親族を連帯保証人とできるよう要件が緩和されれば、負担を軽減できるのではないか。

参考連絡事項

当事務所は上記意見を踏まえ、今回の調査により把握した県内及び県外の医療機関の状況とともに、入院患者の入院手続時の負担軽減を図る観点から、下記①、②のとおり、考えられる連帯保証人に代わる措置及びその要件緩和について、県内の公立病院に対し参考連絡

① 公立病院においては、**一律に連帯保証人を求めるのではなく、入院費用支払義務者の状況を考慮し、ⅰ）クレジットカードの活用、ⅱ）限度額適用認定証の提示などの代替措置を講ずる。**

② 入院費用支払義務者と別世帯・別住所であることを連帯保証人の要件としている公立病院においては、**同義務者と同一世帯・同居であっても支払能力のある親族が別にいる場合には、当該親族を連帯保証人とできるよう要件を緩和する。**

（＊） 行政苦情救済推進会議

行政相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために開催しているもので、弁護士、学識経験者、報道機関、経済団体等の関係者で構成されています。

（行政苦情救済推進会議の構成員（令和５年２月24日現在。座長以外五十音順））

（座長）宮　國　英　男　弁護士（元沖縄弁護士会会長）
赤　嶺　和　子　NPO法人消費者センター沖縄理事長
小那覇　安　剛　（株）琉球新報社論説委員長
田　端　一　雄　（一社）沖縄県経営者協会常務理事
西　山　千　絵　琉球大学大学院法務研究科准教授
真　壁　恵　修　沖縄行政相談委員協議会会長

【問合せ先】
担当:主任行政相談官　永尾
行政相談官　山内
電話:098-866-0145（代表）